

5－1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申告状況				課税状況				
		相続人の数		金額		相続人の数		金額		
取得財産価額		外	人 -	外	千円 -	外	人 -	外	千円 -	
			9,991		468,068,642		8,685		419,974,398	
	相続時精算課税適用財産価額		261		5,962,887		242		5,679,717	
	債務控除額		5,722		32,569,872		4,917		23,958,313	
	暦年課税分贈与財産価額		1,225		4,232,304		1,124		3,904,873	
課税価格			10,013		445,693,961		8,729		405,600,675	
相続税額	算出税額		9,150		54,016,243		8,647		52,600,168	
	2割加算額		1,123		870,569		1,117		866,833	
	計	実	9,150		54,886,812	実	8,647		53,467,001	
税額控除	暦年課税分贈与税		280		262,690		261		248,765	
	配偶者		1,534		13,168,447		1,272		11,968,799	
	未成年者		61		25,889		43		21,956	
	障害者		435		589,895		254		389,501	
	相次相続		323		592,090		255		301,012	
	外国税額		-		-		-		-	
	計	実	2,513		14,639,011	実	2,001		12,930,033	
						7,408		40,536,968		
						61		289,421		
						2		181,589		
						7,397		40,065,957		
						90		848,063		
						1		120,153		
						15		168,585		
						-		-		
						1		2,060		
						-		-		
						-		-		
					申告納税額	納付税額		7,376		38,970,280
						還付税額		23		43,184
遺産に係る基礎控除額			4,142		131,226,000		3,448		159,630,000	

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平 成 27 年 分	8,836	403,371,256	50,659,924	15,868,805	3,664
平 成 28 年 分	9,256	409,428,526	50,745,173	12,179,049	3,802
平 成 29 年 分	9,416	402,922,988	44,940,954	10,450,609	3,884
平 成 30 年 分	9,950	477,108,593	80,548,265	12,307,918	4,134
令 和 元 年 分	10,013	445,693,961	54,886,812	14,639,011	4,142

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平 成 27 年 分	7,713	363,496,844	49,183,502	14,235,269	3,024
平 成 28 年 分	8,044	371,535,835	49,369,323	10,362,238	3,166
平 成 29 年 分	8,323	366,480,194	43,556,311	8,914,163	3,269
平 成 30 年 分	8,521	434,457,017	79,184,545	10,699,526	3,388
令 和 元 年 分	8,729	405,600,675	53,467,001	12,930,033	3,448

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平 成 27 年 分	6,495	33,206,177	18	26,553
平 成 28 年 分	6,767	37,503,551	20	31,101
平 成 29 年 分	7,064	33,432,705	18	32,083
平 成 30 年 分	7,238	61,527,845	27	51,843
令 和 元 年 分	7,376	38,970,280	23	43,184

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人の数	課 税 価 格		被相続人の数	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
徳 島	1,114	52,027,835	452	967	47,672,432	370	805	4,934,741	-	-
鳴 門	405	22,600,833	184	359	21,032,213	157	289	2,405,367	3	5,759
阿 南	244	10,469,484	92	230	9,753,972	82	198	1,089,358	1	527
川 島	158	5,711,560	73	140	5,233,353	63	119	265,164	1	1,024
脇 町	87	3,152,193	32	83	2,925,279	29	68	246,862	1	833
池 田	93	4,078,982	35	81	3,796,345	30	74	438,703	-	-
徳 島 県 計	2,101	98,040,887	868	1,860	90,413,594	731	1,553	9,380,195	6	8,143
高 松	1,369	66,886,678	575	1,169	60,134,826	472	990	6,715,667	3	2,332
丸 亀	540	20,042,715	228	497	18,507,505	201	428	1,275,291	-	-
坂 出	337	12,718,466	140	293	11,460,300	118	238	700,468	-	-
観 音 寺	344	15,169,842	144	308	13,724,238	123	260	1,443,816	2	772
長 尾	150	6,253,945	60	135	5,866,296	52	103	514,745	1	2,118
土 庄	106	4,234,365	39	93	3,835,770	33	77	360,361	1	2,297
香 川 県 計	2,846	125,306,011	1,186	2,495	113,528,935	999	2,096	11,010,347	7	7,520
松 山	1,821	76,340,365	738	1,540	68,291,337	596	1,299	5,914,543	5	19,369
今 治	423	19,718,744	172	384	18,176,678	146	327	1,756,566	2	6,000
宇 和 島	192	8,500,830	82	163	7,587,992	67	138	686,222	1	1,375
八 幡 浜	178	7,586,825	69	155	6,917,845	58	133	598,954	-	-
新 居 浜	290	10,356,265	117	257	9,093,840	95	228	476,769	-	-
伊 予 西 条	294	11,527,925	118	243	10,263,095	92	207	821,547	1	392
大 洲	152	6,086,515	61	141	5,722,368	54	123	412,075	-	-
伊 予 三 島	244	12,336,220	96	222	11,761,690	84	194	1,115,760	1	386
愛 媛 県 計	3,594	152,453,689	1,453	3,105	137,814,845	1,192	2,649	11,782,436	10	27,521
高 知	877	46,353,695	375	740	42,450,431	301	630	5,345,859	-	-
安 芸	89	3,703,225	38	88	3,634,697	37	77	262,965	-	-
南 国	249	10,150,334	113	223	9,277,750	98	190	695,786	-	-
須 崎	88	3,075,774	35	77	2,769,108	30	64	166,235	-	-
中 村	89	3,459,268	37	73	3,002,806	30	60	176,237	-	-
伊 野	80	3,151,078	37	68	2,708,509	30	57	150,220	-	-
高 知 県 計	1,472	69,893,374	635	1,269	63,843,301	526	1,078	6,797,302	-	-
合 計	10,013	445,693,961	4,142	8,729	405,600,675	3,448	7,376	38,970,280	23	43,184

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 8,726	千円 405,072,835	人 7,383	千円 38,937,210	人 3,448
	修正申告による増差額	108	884,579	153	125,259	77
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	41 △	356,739	65 △	92,190	35
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,729	405,600,675	実 7,376	38,970,280	実 3,448
過 年 分	申 告 額	238	8,817,505	213	684,340	132
	修正申告による増差額	614	7,278,289	849	1,461,382	389
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	207 △	1,854,884	257 △	448,037	124
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,041	14,240,910	実 1,293	1,697,684	実 562
合 計	申 告 額	8,964	413,890,340	7,596	39,621,550	3,580
	修正申告による増差額	722	8,162,868	1,002	1,586,641	466
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	248 △	2,211,623	322 △	540,227	159
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 9,770	419,841,585	実 8,669	40,667,964	実 4,010

調査対象等： 「本年分」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成30年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年11月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成29年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 1	千円 77	人 60	千円 4,555	人 -	千円 -
過 年 分	560	123,632	191	67,931	71	150,361
合 計	561	123,709	251	72,486	71	150,361

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課 税 価 格 階 級	申 告 状 況					
	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分 贈与財産価額	納 付 税 額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	708	28,960,272	704,704	181,070	178,269	1,600
5 千万円 超	2,143	151,152,841	1,845,875	1,169,306	4,540,521	5,835
1 億円 "	915	124,160,292	1,615,351	1,338,065	9,411,248	2,807
2 億円 "	224	53,588,185	370,614	497,033	6,539,635	710
3 億円 "	103	38,449,442	538,708	490,070	6,290,017	343
5 億円 "	24	13,772,288	168,287	104,051	3,294,549	74
7 億円 "	9	7,503,416	28,670	90,834	1,932,487	34
10 億円 "	12	16,096,559	629,815	299,907	4,018,245	41
20 億円 "	3	6,762,265	-	58,168	1,593,551	10
30 億円 "	-	-	-	-	-	-
50 億円 "	1	5,027,010	-	-	1,138,689	7
70 億円 "	-	-	-	-	-	-
100 億円 "	-	-	-	-	-	-
合 計	4,142	445,472,570	5,902,024	4,228,504	38,937,210	11,461

課 税 価 格 階 級	課 税 状 況					
	被相続人の数	課 税 価 格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納 付 税 額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
5 千万円 以下	351	15,559,461	495,238	65,552	178,269	643
5 千万円 超	1,869	132,497,571	1,749,170	994,431	4,540,521	4,933
1 億円 "	854	116,452,627	1,615,351	1,301,026	9,411,248	2,575
2 億円 "	223	53,382,155	370,614	497,033	6,539,635	706
3 億円 "	102	38,019,483	538,708	490,070	6,290,017	342
5 億円 "	24	13,772,288	168,287	104,051	3,294,549	74
7 億円 "	9	7,503,416	28,670	90,834	1,932,487	34
10 億円 "	12	16,096,559	629,815	299,907	4,018,245	41
20 億円 "	3	6,762,265	-	58,168	1,593,551	10
30 億円 "	-	-	-	-	-	-
50 億円 "	1	5,027,010	-	-	1,138,689	7
70 億円 "	-	-	-	-	-	-
100 億円 "	-	-	-	-	-	-
合 計	3,448	405,072,835	5,595,855	3,901,073	38,937,210	9,365

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「5－1 申告・課税状況」と「5－2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0 人のもの	1 人のもの	2 人のもの	3 人のもの	4 人のもの	5 人のもの	6 人のもの	7 人のもの	8 人のもの	9 人のもの	10 人のもの	10人超のもの
5 千万円 以下	人	5	152	288	200	50	9	3	-	-	1	-	-
5 千万円 超	人	4	261	638	818	315	78	20	5	2	1	-	1
1 億円 //	人	3	84	253	327	165	37	14	12	2	6	2	10
2 億円 //	人	-	15	49	86	45	20	6	2	-	1	-	-
3 億円 //	人	-	5	23	26	33	14	2	-	-	-	-	-
5 億円 //	人	-	1	8	7	5	2	1	-	-	-	-	-
7 億円 //	人	-	-	2	4	-	2	-	-	1	-	-	-
10 億円 //	人	-	-	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-
20 億円 //	人	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
30 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
70 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		12	518	1,262	1,475	620	162	46	20	5	9	2	11

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0 人のもの	1 人のもの	2 人のもの	3 人のもの	4 人のもの	5 人のもの	6 人のもの	7 人のもの	8 人のもの	9 人のもの	10 人のもの	10人超のもの
5 千万円 以下	人	4	115	176	53	2	-	-	-	-	1	-	-
5 千万円 超	人	4	252	592	690	254	57	15	4	1	-	-	-
1 億円 //	人	3	83	240	302	149	35	14	11	2	6	2	7
2 億円 //	人	-	15	49	86	44	20	6	2	-	1	-	-
3 億円 //	人	-	4	23	26	33	14	2	-	-	-	-	-
5 億円 //	人	-	1	8	7	5	2	1	-	-	-	-	-
7 億円 //	人	-	-	2	4	-	2	-	-	1	-	-	-
10 億円 //	人	-	-	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-
20 億円 //	人	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
30 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
70 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 億円 //	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		11	470	1,091	1,175	494	130	38	18	4	8	2	7

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 1,293	千円 18,736,169	人 1,096	千円 16,786,716
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,124	7,179,653	940	6,468,120
	宅地（借地権を含む。）	3,607	96,468,897	2,978	82,761,189
	山林	907	514,132	773	446,857
	その他の土地	882	9,204,417	763	8,045,849
	計	実 3,692	132,103,268	実 3,051	114,508,731
家屋、構築物		3,549	28,146,587	2,934	22,754,225
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	364	872,717	302	716,990
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	49	102,237	38	76,705
	売掛金	67	210,584	57	185,648
	その他の財産	174	831,654	140	684,375
	計	実 504	2,017,192	実 420	1,663,718
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	414	14,691,745	362	14,126,436
	同上以外の株式及び出資	2,304	30,328,318	1,982	28,682,049
	公債及び社債	452	6,630,869	402	6,325,819
	投資・貸付信託受益証券	1,203	16,283,336	1,041	14,991,619
	計	実 2,779	67,934,268	実 2,364	64,125,922
現金、預貯金等		4,127	179,338,882	3,440	164,369,519
家庭用財産		2,085	826,192	1,766	726,646
その他の財産	生命保険金等	1,143	21,769,246	997	19,459,628
	退職手当金等	178	4,675,099	139	4,074,879
	立木	260	247,410	225	215,664
	その他	3,343	30,841,589	2,813	27,606,543
	計	実 3,527	57,533,344	実 2,968	51,356,714
合 計		実 4,143	467,899,731	実 3,448	419,505,476
相続時精算課税適用財産価額		205	5,902,024	188	5,595,855
債務等	債 務	3,558	25,980,476	3,002	18,392,320
	葬 式 費 用	4,042	6,577,214	3,388	5,537,248
	計	実 4,089	32,557,690	実 3,422	23,929,568
差引純資産価額		4,142	441,244,066	3,448	401,171,762
暦年課税分贈与財産価額		717	4,228,504	650	3,901,073
課 税 価 格		4,142	445,472,570	3,448	405,072,835

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）1 「5－1 申告・課税状況」と「5－3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。